

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



# 長崎県公報

## 目 次

### ◎ 告 示

○長崎県総務部関係補助金等交付要綱の一部改正

- ・令和4年度長崎県労働条件等実態調査の実施
- ・漁業災害補償法に基づく加入区設定の一部改正（2件）
- ・漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立
- ・保安林の指定の予定（2件）
- ・保安林の指定の解除の予定
- ・道路の区域変更（4件）
- ・道路の供用開始

### 所管課（室）名

総務文書課  
 雇用労働政策課  
 水産経営課  
 ”  
 林政課  
 ”  
 道路維持課  
 ”

### ◎ 公 告

- ・大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（3件）
- ・土地改良区の役員の就退任（2件）
- ・採石業務管理者試験
- ・測量の実施
- ・県有財産の分譲

経営支援課  
 農村整備課  
 監理課  
 建設企画課  
 長崎港湾漁港事務所

### ◎ 長崎県病院企業団告示

- ・長崎県病院企業団議会臨時会の招集

長崎県病院企業団

## 告 示

### 長崎県告示第517号

長崎県総務部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第291号）の一部を次のように改正し、令和4年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和4年8月5日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 学事振興課関係						別表（第2条関係） 学事振興課関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
	1～6 略						1～6 略				
	7 長崎県	専修学校及び	略			7 長崎県	専修学校及び	略			

専修学校各種学校連合会補助金	各種学校（学校教育法第134条第1項に規定する各種学校をいう。以下同じ。）の教育の質及び学校の魅力の向上を図り、もって専修学校及び各種学校の振興に資する。	略	専修学校各種学校連合会補助金	各種学校（学校教育法第134条第1項に規定する各種学校をいう。以下同じ。）の教員の資質向上を図り、もって専修学校及び各種学校の振興に資する。	略
8～22 略			8～22 略		

**長崎県告示第518号**

令和4年度長崎県労働条件等実態調査の実施に当たり、長崎県統計調査条例（昭和26年長崎県条例第12号）第2条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和4年8月5日

長崎県知事 大石 賢吾

1 調査の目的

本調査は、長崎県内の民営事業所における労働者の労働条件等の実態を把握し、労働行政の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の範囲

(1) 地域的範囲

長崎県全域

(2) 属性的範囲

日本標準産業分類に掲げる次の大分類に属する常用労働者を5人以上雇用している民営事業所

- ア 建設業
- イ 製造業
- ウ 電気・ガス・熱供給・水道業
- エ 情報通信業
- オ 運輸業、郵便業
- カ 卸売業、小売業
- キ 金融業、保険業
- ク 不動産業、物品賃貸業
- ケ 学術研究、専門・技術サービス業
- コ 宿泊業、飲食サービス業
- サ 生活関連サービス業、娯楽業
- シ 教育、学習支援業
- ス 医療、福祉
- セ 複合サービス事業
- ソ サービス業（他に分類されないもの）

3 調査対象

(1) 数

1,300事業所

(2) 選定の方法

事業所母集団データベースによる事業所名簿を母集団とし、産業別及び規模別に層化無作為抽出により選定する。

4 調査事項及び基準となる期日

(1) 調査事項

- ア 事業所の現況
- イ 雇用と取組
- ウ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）
- エ 労働時間
- オ 育児休業制度・介護休業制度
- カ 子の看護休暇制度・介護休暇制度
- キ 高年齢者の雇用状況
- ク 新型コロナウイルス感染症への対応

(2) 基準となる期日

令和4年6月30日現在

5 調査方法

郵送による自計方式

**長崎県告示第519号**

漁業災害補償法に基づく加入区を設定した告示（昭和49年長崎県告示第1988号）の一部を次のように改正する。

令和4年8月5日

長崎県知事 大石 賢吾

2の表中

「

新松浦第1加入区	新松浦漁業協同組合の地区のうち旧福島町漁業協同組合の区域	1	小型合併漁業（主として船びき網を営む漁業）
		2	小型合併漁業（主として底曳網を営む漁業）
		3	小型合併漁業（1及び2に掲げる以外の小型合併漁業）

」

を

「

新松浦第1加入区	新松浦漁業協同組合の地区のうち旧福島町漁業協同組合の区域	1	小型合併漁業（主として船びき網を営む漁業）
		2	小型合併漁業（主として底曳網を営む漁業）
		3	小型合併漁業（主としてごち網を営む漁業）
		4	小型合併漁業（1、2及び3に掲げる以外の小型合併漁業）

」

に改める。

**長崎県告示第520号**

漁業災害補償法に基づく加入区を設定した告示（昭和49年長崎県告示第1988号）の一部を次のように改正する。

令和4年8月5日

長崎県知事 大石 賢吾

2の表中

「

五島第6加入区	五島漁業協同組合の地	1	いか釣り漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。）
---------	------------	---	---

区のうち旧三井楽漁業協同組合の区域	2	大型定置漁業及び浜ノ畔の区域の小型定置漁業
	3	岳の区域の小型定置漁業
	4	浜窄の区域の小型定置漁業
	5	嵯峨島の区域の小型定置漁業
	6	嵯峨島の区域の沖合刺網漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。）
	7	小型合併漁業（主としてはえ縄を営む漁業）
	8	小型合併漁業（7に掲げる以外の小型合併漁業）

を「

五島第6加入区	五島漁業協同組合の地区のうち旧三井楽漁業協同組合の区域	1	いか釣り漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。）
		2	大型定置漁業及び浜ノ畔の区域の小型定置漁業
		3	岳の区域の小型定置漁業
		4	浜窄の区域の小型定置漁業
		5	嵯峨島の区域の小型定置漁業
		6	嵯峨島の区域の沖合刺網漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。）
		7	塩水、波砂間の区域の小型合併漁業（主としてはえ縄を営む漁業）
		8	塩水、波砂間の区域の小型合併漁業（7に掲げる以外の小型合併漁業）
		9	小型合併漁業（7及び8に掲げる以外の小型合併漁業）

に改める。

**長崎県告示第521号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る同意については、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、公示する。

令和4年8月5日

長崎県知事 大石 賢吾

加 入 区	漁 業 の 区 分
平戸市第3加入区	小型合併漁業（1に掲げる以外の小型合併漁業）
平戸市第3加入区	小型定置漁業（落とし網を使用するものをいう）
大島村加入区	雑魚小型定置漁業（落とし網を使用するものをいう。）

**長崎県告示第522号**

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和4年8月5日

長崎県知事 大石 賢吾

- 保安林予定森林の所在場所  
五島市奈留町大串字大脇巢枕728の2、729の2、733の1、737、743

- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - 1 主伐は、択伐による。
    - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び五島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**長崎県告示第523号**

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。  
令和4年8月5日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 保安林予定森林の所在場所  
平戸市大石脇町字納屋ノ下660の2
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - 1 主伐は、択伐による。
    - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び平戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**長崎県告示第524号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定を解除しようとする旨の通知を受けた。  
令和4年8月5日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 解除予定保安林の所在場所  
諫早市富川町918の9
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

**長崎県告示第525号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。  
なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。  
令和4年8月5日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 主要地方道  
路 線 名 長崎畝刈線  
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
長崎市滑石3丁目385番48地先から 長崎市滑石5丁目1636番19地先まで	前	33.9~66.8	31.8	
	後	30.0~43.6	31.8	

**長崎県告示第526号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年8月5日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道

路線名 207号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
西彼杵郡長与町岡郷字中山2992番2地先から 西彼杵郡長与町岡郷字西平2936番19地先まで	前	10.1~19.9	135.0	
	後	11.2~19.9	135.0	

**長崎県告示第527号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年8月5日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道

路線名 207号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
西彼杵郡長与町岡郷字西平2936番19地先から 西彼杵郡長与町岡郷字西平2936番4地先まで	前	9.3~12.8	146.0	
	後	10.6~13.7	145.7	

**長崎県告示第528号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年8月5日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 主要地方道

路線名 福江空港線

## 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
五島市上大津町字山神1137番1地先から 五島市上大津町字山神1117番3地先まで	前	13.3~18.7	55.3	
	後	12.6~15.8	54.2	

## 長崎県告示第529号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年8月5日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 福江空港線	五島市上大津町字山神1137番1地先から 五島市上大津町字山神1117番3地先まで	令和4年8月5日

## 公 告

## 大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和4年8月5日

長崎県知事 大石 賢吾

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
エレナ波佐見店  
長崎県東彼杵郡波佐見町宿郷338番 外3筆
- 届出の概要
  - 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名の変更
  - 大規模小売店舗を設置する者の住所の変更
- 意見書の概要
  - 意見書を提出した者  
波佐見町長 一ノ瀬 政太
  - 意見書の内容  
意見なし
- 関係書類の縦覧
  - 縦覧期間  
公告の日から1月間
  - 縦覧場所  
長崎県産業労働部経営支援課、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び波佐見町商工観光課

## 大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供す

る。

令和4年8月5日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
SD・G5 諫早インター店  
長崎県諫早市久山町2303番1 外
- 2 届出の概要
  - (1) 大規模小売店舗の名称
  - (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名
  - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 3 意見書の概要
  - (1) 意見書を提出した者  
諫早市長 大久保 潔重
  - (2) 意見書の内容  
意見なし
- 4 関係書類の縦覧
  - (1) 縦覧期間  
公告の日から1月間
  - (2) 縦覧場所  
長崎県産業労働部経営支援課及び諫早市経済交流部商工観光課

#### 大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和4年8月5日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
SD・G5 諫早インター店  
長崎県諫早市久山町2303番1 外
- 2 届出の概要  
駐車場の位置及び収容台数
- 3 意見書の概要
  - (1) 意見書を提出した者  
諫早市長 大久保 潔重
  - (2) 意見書の内容  
意見なし
- 4 関係書類の縦覧
  - (1) 縦覧期間  
公告の日から1月間
  - (2) 縦覧場所  
長崎県産業労働部経営支援課及び諫早市経済交流部商工観光課

#### 土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、郷ノ浦東部土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和4年8月5日

長崎県知事 大石 賢吾



就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
長 嶋 一 浩	壱岐市郷ノ浦町初山東触1526番地	長 嶋 一 浩	壱岐市郷ノ浦町初山東触1526番地
金 丸 直 治	壱岐市郷ノ浦町初山西触531番地	金 丸 直 治	壱岐市郷ノ浦町初山西触531番地
榊 原 隆 久	壱岐市郷ノ浦町初山東触1139番地	榊 原 隆 久	壱岐市郷ノ浦町初山東触1139番地
谷 村 孝 臣	壱岐市郷ノ浦町若松触477番地	谷 村 孝 臣	壱岐市郷ノ浦町若松触477番地
山 内 幾 朗	壱岐市郷ノ浦町志原西触624番地	山 内 幾 朗	壱岐市郷ノ浦町志原西触624番地
山 川 茂 久	壱岐市郷ノ浦町平人触304番地	久 田 利 昭	壱岐市郷ノ浦町釘山触78番地
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
後 藤 義 次	壱岐市郷ノ浦町初山西触263番地	後 藤 義 次	壱岐市郷ノ浦町初山西触263番地
野 口 建 一	壱岐市郷ノ浦町釘山触104番地	山 下 弘 哲	壱岐市郷ノ浦町平人触775番地

**土地改良区の役員の就退任（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、長与木場土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和4年8月5日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
葉 山 和 義	西彼杵郡長与町本川内郷2132	葉 山 和 義	西彼杵郡長与町本川内郷2132
山 口 謙 二	西彼杵郡長与町本川内郷1677	山 口 謙 二	西彼杵郡長与町本川内郷1677
永 富 義 徳	西彼杵郡長与町本川内郷1934	永 富 義 徳	西彼杵郡長与町本川内郷1934
永 富 英 二	西彼杵郡長与町本川内郷2072	永 富 英 二	西彼杵郡長与町本川内郷2072
山 本 洋 右	西彼杵郡長与町本川内郷2183	山 本 洋 右	西彼杵郡長与町本川内郷2183
柿 本 透	西彼杵郡長与町本川内郷1840-2	柿 本 透	西彼杵郡長与町本川内郷1840-2
		柿 本 正 博	西彼杵郡長与町本川内郷1941-2
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
谷 川 義 浩	西彼杵郡長与町本川内郷1681	橋 本 靖 博	西彼杵郡長与町本川内郷1606
葉 山 義 文	西彼杵郡長与町本川内郷2138	葉 山 義 文	西彼杵郡長与町本川内郷2138

**採石業務管理者試験（公告）**

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定により、第51回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

令和4年8月5日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 試験の実施期日  
令和4年10月14日（金） 午前10時から午前12時まで  
※新型コロナウイルス感染症の感染状況等により変更することがあります。
- 2 試験の実施場所  
長崎市大黒町3-1  
交通産業会館4階A会議室  
※新型コロナウイルス感染症の感染状況等により変更することがあります。
- 3 受験資格  
制限無し
- 4 試験科目  
(1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全等関係法令事項を含む。）  
(2) 岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項
- 5 受験願書等の配布場所  
土木部監理課、各振興局建設部、各土木維持管理事務所
- 6 受験願書の提出期間及び提出先  
提出期間 令和4年9月1日（木）から9月15日（木）まで  
※新型コロナウイルス感染症の感染状況等により変更することがあります。  
提出先 長崎県土木部監理課砂利・採石業指導班（〒850-8570 長崎市尾上町3-1）
- 7 受験手数料  
8,100円（受験願書に長崎県収入証紙を貼り付けて納付すること）

**測量の実施（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、白崎土地改良区理事長から公共測量（白崎地区確定測量業務）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和4年8月5日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
西海市西彼町 白崎地区	令和4年8月1日から 令和5年3月22日まで

**県有財産の分譲（公告）**

下記のとおり公募により分譲するので、公告する。

令和4年8月5日

長崎県知事 大石 賢吾

1 公募する物件

財産の名称	所在及び地番	区 分	種 目	面 積 (㎡)	用途地域等	分譲単価 (円/㎡)
神ノ島地区	長崎市神ノ島町			約31,000 (分割可)	用 途 ・都市計画法上の規制 工業専用地域	18,500 ～

基金所管用地 (B-2地区)	3丁目189番42 の一部	土 地	雑種地	下限面積 : 3,000	建蔽率50パーセント 容積率200パーセント ・港湾法上の規制 臨港地区(工業港区)	10,200 (面積により異なる)
神ノ島地区 基金所管用地 (C-2地区)	長崎市神ノ島町 3丁目189番31 の一部	土 地	雑種地	約69,000 (分割可) 下限面積 : 3,000	用 途 ・都市計画法上の規制 工業専用地域 建蔽率50パーセント 容積率200パーセント ・港湾法上の規制 臨港地区(工業港区)	18,200 ~ 8,500 (面積により異なる)

2 契約条項を示す場所

長崎市万才町3番17号 長崎県長崎港湾漁港事務所総務課  
TEL095-822-1257(代表) 内線316, 317, 319

3 応募期間

令和4年8月15日(月)から令和4年9月30日(金)まで

4 応募方法

長崎港湾漁港事務所総務課で配布する神ノ島(B-2、C-2)地区分譲要領に添付されている分譲申込書に必要事項を記入のうえ、長崎港湾漁港事務所総務課へ提出する。

5 契約条件

- (1) 県が指定する適正な用途に供し、所有権移転の日から2年以内に建設を開始しなければならない。また、所有権移転の日から5年間は売買土地を指定用途以外の用途のために使用してはならない。
- (2) 所有権移転の日から5年間は、県の承認を得ないで売買土地を譲渡し、交換し、又は土地利用上の権利若しくは担保権を設定する行為をしてはならない。
- (3) 所有権移転登記と同時に、所有権移転の日から5年間の買戻し特約を登記しなければならない。  
(注) 上記条件に違反した場合、県は、契約を解除し、所有権移転の日から5年間は売買土地を買い戻すことができるものとする。
- (4) 契約締結の前までに、契約保証金として売買代金の100分の10以上の金額の納付を要する。

長崎県病院企業団告示

長崎県病院企業団告示第2号

次の事件を付議するため、長崎県病院企業団議会臨時会を令和4年8月31日午後2時30分長崎市に招集する。  
令和4年8月5日

長崎県病院企業団企業長 米倉 正大

- 1 長崎県病院企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 2 令和4年度長崎県病院企業団病院事業会計補正予算(第2号)
- 3 企業長専決事項報告(令和4年度長崎県病院企業団病院事業会計補正予算(第1号))

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通  
(八九五)  
二二一四一

印刷所  
長崎市樺島町八番十二号

株式会社  
寺田宏  
弥ト